

### 3. 国有林野事業における改革の取組

国有林野事業では、国有林野事業特別会計の財務状況の健全化に努めている。

#### (1) 財務状況の健全化

国有林野事業では、平成10(1998)年の抜本的改革に当たり、累積債務3.8兆円のうち、約2.8兆円を一般会計に引き継ぎ、約1兆円を国有林野事業特別会計が承継することとした。国有林野事業が承継する債務約1兆円は、一般会計から利子の補給を受けつつ、林産物収入等で返済することとされた。

このため、国有林野事業では、地球温暖化対策や自然環境の保全等、公益的機能重視の管理経営を行いつつ、林産物の販売や土地売払いの推進により収入の確保に努めるとともに、職員数の適正化(図VI

8)、民間委託による森林整備の効率的な推進等により(図VI-9)、人件費や事業費の縮減に努めてきた。

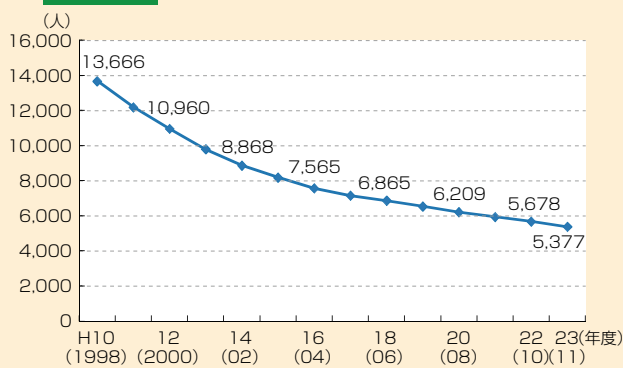
このような収支改善努力の結果、平成16(2004)年度以降、新規借入金をゼロとしている(表VI-4)。また、平成22(2010)年度には10億円の債務返済を行った。

#### (2) 特別会計見直しの動き

平成21(2009)年に策定された「森林・林業再生プラン」では、国有林野事業については、公益重視の管理経営の一層の推進、民有林への指導やサポート、森林・林業政策への貢献を行うとともに、そのために組織・事業の全てを一般会計に移行することを検討するとされた。

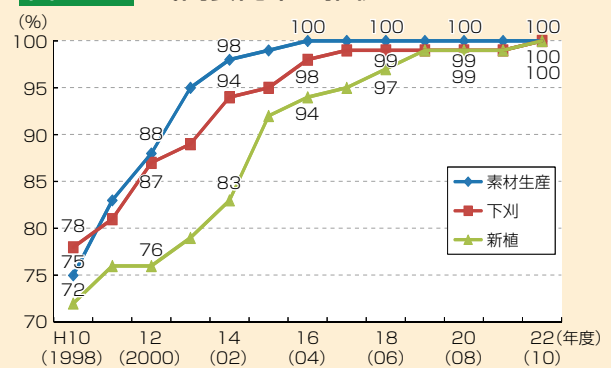
平成22(2010)年に取りまとめられた「森林・

図VI-8 職員数の推移



資料：林野庁「国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」(平成14(2002)年度以降)、林野庁業務資料(平成13(2001)年度まで)

図VI-9 民間委託率の推移



資料：林野庁「国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

表VI-4 平成22(2010)年度の国有林野事業特別会計の収支

(単位：億円)

収入			
科目	平成22(2010)年度	平成21(2009)年度	前年度との差
林産物等収入	220	204	16
林野等売払代	41	47	▲6
貸付料等収入	59	62	▲3
一般会計より受入	1,623	2,151	▲528
地方公共団体工事費負担金収入	31	47	▲16
借入金	2,609	2,470	139
新規借入金	—	—	—
借換借入金	2,609	2,470	139
合計	4,583	4,980	▲397

注：計の不一致は四捨五入による。

資料：林野庁ホームページ「決算及び財務情報(平成22(2010)年度)」

支出			
科目	平成22(2010)年度	平成21(2009)年度	前年度との差
人件費	593	607	▲14
森林整備費	628	845	▲217
事業費	144	132	11
利子・償還金	2,783	2,681	101
交付金等	58	57	1
治山事業	315	584	▲269
合計	4,521	4,907	▲386

林業の再生に向けた改革の姿」では、今後の国有林について、「国有林は、我が国の森林の3割を占め、国民から様々な機能の発揮を求められていることから、森林・林業行政の観点から国が責任をもって一体的に管理するとともに、その組織力・技術力・資源を活用し、我が国森林・林業の再生に貢献できるよう見直す」とされた。

また、平成22(2010)年に行われた行政刷新会議の特別会計「事業仕分け」では、国有林野事業特別会計について、「特別会計を一部廃止し、一般会計化する」、「負債は区分経理し、国民負担を増やさない」との評価がなされた。

このような中、林政審議会では、農林水産大臣からの諮問を受けて、平成23(2011)年1月に国有林部会を設置し、今後の国有林野の管理経営の在り方について、計11回に及び幅広い議論・検討を行った。これらの議論を踏まえて、林政審議会は、同12月に、「今後の国有林野の管理経営のあり方について」を答申した。

- 同答申では、今後の国有林野の管理経営について、
- ・国有林は国(林野庁)が責任を持って一体的に管理し、公益的機能重視の管理経営を一層推進するとともに、民有林も含めた面的な機能発揮に積極的な役割を果たすものに見直すこと
  - ・森林・林業・木材産業の再生の面から、その資源、フィールド、人材を民有林の施業技術の高度化や経営の安定・強化に資するものに見直すこと

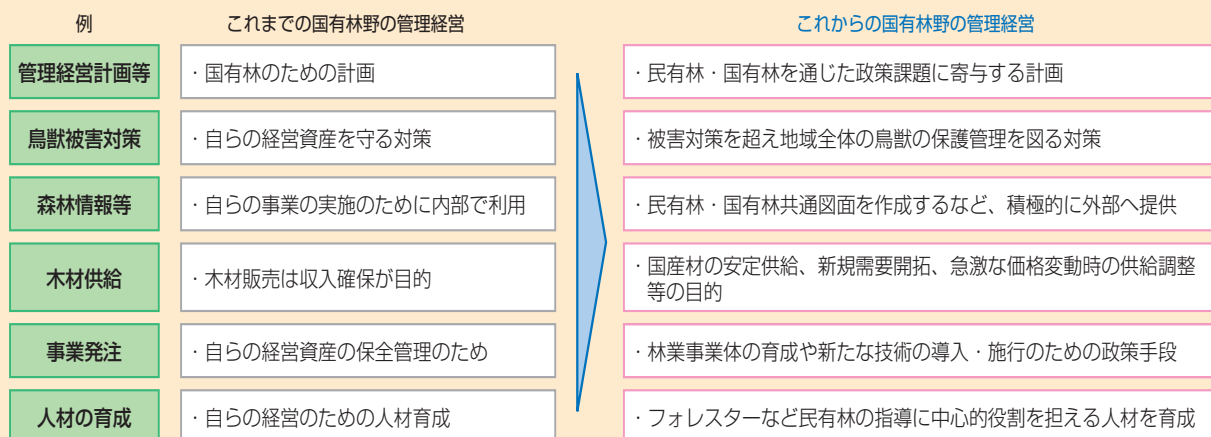
- ・国有林野の管理経営は、森林・林業・木材産業に対する社会の要請に柔軟かつ効果的に対応する一般行政として、関係省庁との連携を図りつつ、一体的に一般会計の下で実施すること
- ・事業の一般会計化に当たっても、林産物収入等により債務を返済する考え方は変更せず、一般会計への移行に伴い国民負担を増やさないという方針を堅持しつつ、一般会計とは経理を区分して、返済が明確となる仕組み(「債務返済特別会計」(仮称))を構築すること

等の基本的な方向を提言した(図VI-10)。

さらに、平成24(2012)年1月に閣議決定された「特別会計改革の基本方針」では、国有林野事業特別会計について、「平成24年度末において廃止し、一般会計に移管するものとする。ただし、債務を国民の負担とせず、林産物収入等によって返済することを明確にするため、国有林野事業債務返済特別会計(仮称)を設置し、当該債務を承継するものとする。これらを内容とする法案を平成24年の通常国会に提出するものとする」とされた。

林野庁では、これらを踏まえて、平成25(2013)年度から新たな体制に移行できるよう、制度改正に取り組むこととしている。平成24(2012)年3月には、「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律案」を提出した。

図VI-10 新たな国有林野の管理経営の姿



資料：「今後の国有林野の管理経営のあり方について」概要(平成23(2011)年12月16日林政審議会答申一参考1)